

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年2月21日)

[件名]

- 孤立可能性集落の再調査について
(危機管理政策課) … 2
- 本年2月の大雪に係る本県の対応について
(危機対策・情報課) … 3
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第34報）
(原子力安全対策課) … 4
- 令和6年度鳥取県複合災害対応図上訓練（地震・原子力）の実施結果について
(原子力安全対策課、危機対策・情報課) … 12
- 令和6年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について
(消防防災課) … 14

危機管理部

孤立可能性集落の再調査について

令和7年2月21日
危機管理政策課

能登半島地震を受けた災害時の孤立対策強化のため、過去の国調査（平成25年度内閣府）に新規要件を加え、孤立発生の可能性が高い集落を市町村と再調査し、新たな箇所を抽出しました。

今後、箇所の精査を行った上で、各集落の基本情報や救助等の対応策をまとめたカルテを作成、関係機関で共有し、孤立対応の事前対策を進める予定です。

1 調査の概要

(1) 調査単位

国勢調査小地域（町丁・字等） 県内2,485箇所

※国調査より細分化（H25国調査の調査単位：農業集落（県内1,624箇所）、漁業集落（県内31箇所））

(2) 孤立可能性集落の抽出要件

以下の要件のいずれかを満たす地域のうち居住者がいる地域

- ① 土砂災害等による道路途絶の危険性が高い地域（全てのアクセス道路が土砂災害警戒区域等に接する又は津波・浸水による通行不能が想定）
- ② 船舶停泊施設が使用不能となるおそれのある地域（船舶を日常的なアクセス手段として利用している場合に限る）
- ③ その他孤立発生リスクが高い地域（アクセス道路が一つ、過去に孤立発生等）

※①、②はH25国調査と同要件。③は今回調査の新規要件

(3) 調査方法

- ・各市町村において抽出要件該当地域を調査（7～8月）
- ・各地域の応急対策に必要な情報（世帯数・人口、住民代表連絡先、緊急通信手段、避難所等滞在可能場所、ヘリ降下可能場所、備蓄状況等）を調査（11～12月）

2 調査結果

孤立可能性集落候補箇所 県内297箇所を抽出（今後精査。H25国調査：100箇所）

※具体的な箇所名や市町村別箇所数は非公開（地価への影響、犯罪防止等を考慮）

＜孤立要因別の内訳（重複あり）＞

- ・全てのアクセス道路が土砂災害警戒区域等に隣接又は浸水頻発 271箇所
- ・津波による通行不能が想定 なし
- ・アクセス道路が一つのみ 80箇所
- ・過去に孤立が発生 72箇所
- ・その他（集落の状況により対応が必要） 1箇所

3 今後の対応

○箇所ごとに集落の状況、救助方針等をまとめたカルテを作成し、応急対策を行う機関で共有（今年度中）
⇒孤立発生時は、共通方針に基づき、県・市町村・防災関係機関等が一体となって早急な対応を実施

[カルテ記載項目]

- ・緯度・経度・UTMポイント ・世帯・人数 ・住民代表（自治会長等）連絡先
- ・交通途絶要因路線名 ・滞在可能な箇所（避難所、公民館・集会所等）
- ・その他主要な施設等 ・ヘリコプター降下可能場所 ・ホイス昇降可能な場所
- ・緊急通信手段の状況 ・備蓄の状況 ・救助等の方針 ・孤立可能性集落の区域図

○各箇所において、集会所・集落公民館等支え愛避難所の確保や備蓄・資機材整備等の事前対策を推進（県では、スターリンク等資機材を整備するとともに、防災・危機管理対策交付金等で市町村の取組を支援）

本年2月の大雪に係る本県の対応について

令和7年2月21日

危機管理部危機対策・情報課

県土整備部道路企画課

大雪に伴う車両滞留事案の発生に伴い、鳥取県災害対策本部を設置し、関係機関等との連携を密にして、警戒体制の強化及び応急対応を行いました。(すべて速報値です)

1 2月5日からの大雪事案

2月4日から9日にかけて中国地方の上空に今季一番の寒気が流入したため、降雪の期間が長く、最大で200cm程度の降雪となった。(大山195cm, 若桜町つく米189cm, 鳥取市佐治町(辰巳峠)139cm, 三朝町栗祖(人形峠)86cm, 日南町新屋(鍵掛峠)125cm, 日野町板井原(四十曲峠)87cm)

(1) 主な被害

【人的被害】重傷者1名(北栄町)、住家被害 なし

【農業被害】白ねぎの葉折れ等が発生

【避難所の設置、孤立集落】なし、 【公共交通機関】運休や遅延が発生

【道路への影響】米子道でのスタック発生に伴う通行止により、迂回路でスタックが連鎖的に発生した。(右写真：国道180号(明地峠))



(2) 主な事案の概要

7日16時30分頃 米子道(三平山トンネル付近)で、最大約2kmの滞留事案が発生

※同日18時50分、県は災害警戒本部を設置。21時に災害対策本部へ移行。

8日12:25 国道180号(明地峠)で大型車の事故に伴う通行止(同日19:35解消)

(3) 県の対応状況

- ・県、市町村、道路管理者(NEXCO 西日本等)がオンライン会議(常時接続)で情報共有及び対策協議。
- ・自衛隊と災害派遣の調整。
- ・西部総合事務所で救出・救援部隊を編成、NEXCO 西日本ヘリエゾン派遣。
- ・フェイク情報のモニタリング

(4) 知事の視察(2月12日)

車両滞留場所(国道180号・明地峠)、農業被害(白ねぎ、ブロッコリー被害：大山町)を視察。(右写真：国道180号(明地峠)の視察)



2 2月18日からの大雪事案

冬型の気圧配置が続き断続的に雪が降った。冬型の気圧配置は24日(月)頃まで続く見込み。(大山215cm, 若桜町つく米254cm, 鳥取市佐治町(辰巳峠)197cm, 三朝町栗祖(人形峠)129cm, 智頭43cm, 鳥取14cm, 米子13cm ※20日9時現在)

(1) 主な被害

【人的被害、住家被害】被害情報なし

【避難所の設置、孤立集落】なし

【道路への影響】智頭町内の主要道路においてスタック及び車両滞留が断続的に発生した

(2) 事案の概要

19日16:30 鳥取道で通行止。最大で約5kmの滞留事案が発生(17:30~通行止, 同日21:45規制解除)

19日18:00頃 国道373号(智頭町駒帰周辺)、降雪のため20:15から全面通行止(20日10:30規制解除)

※同日18時30分、県災害対策本部を設置。(20日9:00災害警戒本部へ移行)

(3) 県の対応状況

- ・他の道路管理者とも連携し、道路除雪やう回路を設定。
- ・旧山郷小学校に現地指揮所を設置。智頭町と連携して対応
- ・滞留車両のドライバーに対する支援(大雪支え愛活動推進事業)として、智頭町山郷公民館にドライバーの休憩所(支え愛避難所)を開所、山郷地区振興協議会が支援物資(水・食料)の提供準備
- ・県職員を応援部隊(ドライバー救援、スコップ部隊)として現地派遣。(同日19時50分から順次)
- ・フェイク情報のモニタリング

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第34報）

令和7年2月21日
原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は1月23日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、解体保管物の保管エリア設定、管理区域内設備の解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機

営業運転再開：令和7年1月10日

（1）特定重大事故等対処施設の設置

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

令和7年1月31日に中国電力は、特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）に係る設計及び工事の計画認可を原子力規制委員会へ申請した。原子炉設置変更許可の内容を踏まえた特重施設の建物や土木構造物の詳細設計を取りまとめたもの。

なお、特重施設はテロ対策施設であるため、審査は非公開で行われる。

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合10回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

（1）審査会合（9回目）〔令和7年2月6日〕

今後のスケジュール並びに地震及び津波の確率論的リスク評価（PRA）の説明

〔中国電力〕

- ・令和7年度中に審査項目の一通りの説明を終えるとするスケジュールを示した。
- ・島根2号機や島根3号機と同型（ABWR）の柏崎刈羽6・7号機（許可済）の設計方針を反映させることで新規の論点がほぼないことから、効率的な説明が可能であると説明した。
- ・地震及び津波に起因して重大事故に至る確率の評価（PRA）について説明した。

〔原子力規制委員会〕

- ・島根3号機の地震及び津波の審査で評価の見直しがあった場合には、地震及び津波PRAにも反映すること等のコメントがあった。

（2）審査会合（10回目）〔令和7年2月7日〕

地震・津波の審査開始

〔中国電力〕

- ・説明方針、今後のスケジュールについて説明した。
- ・島根3号機の審査における地震・津波に係る審査に当たっては、最新の知見を考慮した上で、これまでの島根2号機の審査結果を踏まえて、新規説明内容のある項目（敷地の地質・地質構造、基礎地盤・周辺斜面の安定性評価、基準津波）を中心に説明する方針を提示した。

〔原子力規制委員会〕

- ・島根2号機の原子炉設置変更許可から変更がない項目も含めて、今後の審査会合において詳細な審査を行うこと、今後の説明においては、最新知見を踏まえて検討を行うこと等のコメントがあった。

4 令和6年度第5回原子力安全顧問会議

島根2号機の再稼働工程や中国電力の運転体制、県の再稼働に係る監視体制及び今後の監視体制、昨年11月に実施した原子力防災訓練（実動訓練）を踏まえた次年度の防災訓練について顧問へ説明し、専門的な観点から確認していただいた。

顧問からは、中国電力に対して更なる安全性向上を求める意見があり、中国電力からは「安全性向上に終わりはないということで努めていく。」と発言があった。

（１）日時 令和7年2月6日（木）午後5時～6時5分

（２）場所 県庁災害対策本部室

（３）出席者 〔県原子力安全顧問〕（17名中13名出席）

占部顧問、遠藤顧問、藤川顧問、富永顧問、片岡顧問、北田顧問、牟田顧問、佐々木顧問、香川顧問、吉橋顧問、梅本顧問、望月顧問、野口顧問

〔県〕 平井知事

〔中国電力〕 森田鳥取支社長 他

〔オブザーバー〕 米子市、境港市

（４）議題

ア 島根原子力発電所2号機の再稼働工程及び運転体制について

イ 島根原子力発電所2号機の監視体制について

ウ 原子力防災訓練について

（５）顧問の主な意見

ア 再稼働工程及び運転体制（説明：中国電力）

- ・BWRにおいて水位計は非常に重要であり、多くの水位計で十分に管理されていることは評価する。
- ・新しく導入した水位計において、測定範囲の上限を超える水位を示すことが異常ではないという情報が部署間で十分に連携されていなかったが、安全運転のためにはナレッジマネジメントが重要であり、個人の持つ知識・情報を組織で活用し、体系的に管理できるよう取り組むこと。
- ・当該水位計のように新しく導入した機器の挙動が手順書等に正しく反映されていないケースが他にもあるかもしれないので、留意すること。
- ・新しく導入した機器を使う場合には、その性能を正確に理解して使うというところを今後も気をつけること。
- ・初動体制の増強には一定の評価をする。各要員が他の対応もできるマルチなスキルを身に付けるように人材育成・体制確保が必要である。

イ 鳥取県の監視体制（説明：鳥取県）

- ・住民の不安解消に繋がったことは評価できる。今後も住民の要望を捉えた対応を進めること。
- ・運転サイクル毎に常に自主的な安全性向上が求められている事業者は、ソフト、ハードともに安全向上を進め、県と2市は監視できる体制に努めるとともに、顧問としても県・2市と連携して、監視を進める。

ウ 原子力防災訓練（説明：鳥取県）

- ・自然災害の対応も進められていると思うが、原子力災害はより広域な避難となり、避難先において既存資材等のシームレスな活用、環境整備に努めること。
- ・災害時にはフェイク情報が大量に出る可能性がある。中国電力は電事連等と協力して住民の不安を解消するような方策を検討してはどうか。



5 島根2号機の安全対策に係る本県の意見に対する中国電力からの回答（添付1参照）

令和6年10月10日に米子市及び境港市と連名で中国電力に島根2号機の安全対策に係る意見（添付2参照）を提出し、中国電力から口頭で回答を得ていたが、2月19日に文書で回答を受けた。

（1）日時 令和7年2月19日（水）午後3時30分～3時45分

（2）場所 第4応接室（本庁舎3階）

（3）対応者 平井知事

中国電力 北野副社長 他

（4）中国電力からの回答に対する知事の主なコメント

- ・財源措置が島根県側で拡大されることになり、同じように原子力防災を行わなければならない米子市、境港市と島根県側の周辺市とで格差が広がることから、そのことを踏まえ協議に真摯に対応してもらいたい。
- ・島根2号機でのプルサーマルは、鳥取県は安全協定の一環と捉えており、説明だけではなく、安全協定に基づき協議をしていただき、鳥取県が意見を述べる機会が必要である。
- ・使用済燃料については、「今後10年程度は燃料プールが満杯になることはない」との回答であるが、その10年間で搬出できるかどうか分からないことから、引き続き状況を注視していく。
- ・安全を第一義として安定した運転に取り組むことが重要であり、専門家も交え厳しく監視していく。

【添付資料】

添付1 島根原子力発電所2号機に係る安全対策について（通知）に対する回答について[中国電力]

添付2 島根原子力発電所2号機に係る安全対策について（通知）[鳥取県・米子市・境港市]

(添付1)

島原本広第779号
2025年2月19日

鳥取県知事
平井伸治様

米子市長
伊木隆司様

境港市長
伊達憲太郎様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中川賢剛

島根原子力発電所2号機に係る安全対策について（通知）に対する回答について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年10月10日第202400171713号、防起第1289号ー1、発境防第1537号による通知に対し、下記のとおりご回答いたします。

記

1. 宍道断層と鳥取沖西部断層については、さまざまな調査結果などから連動することはないと評価しており、審査会合で妥当性が確認され原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を得ています。
また、能登半島地震による志賀原子力発電所への影響についての検証結果では、活断層の連動のメカニズム等は、今後も各種研究機関の分析・評価等の情報収集を継続することとされており、当社としましては、安全性のさらなる向上を図っていく観点から、事業者の自主的な取り組みとして、耐震安全性評価等に反映すべき新たな知見が得られた場合は、適切に対応してまいります。
2. 重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、人的対応についての取り組みも継続的に行ってきています。
引き続き、協力会社と一体となって、これらについての充実・強化を図ってまいります。

3. これまでに、原子力規制委員会による新規制基準適合性に係る審査に対応するとともに、多種多様な安全対策工事や、さまざまな事態を想定した訓練を積み重ねることで安全性の向上を追求し、1月10日に原子力規制委員会から使用前事業者検査に係る使用前確認証の交付を受けたことで営業運転に移行しました。

発電所の運営にあたっては、安全確保を大前提に、引き続き緊張感を持って、安定運転の継続に努めるとともに、安全性向上への歩みを着実に進めてまいります。

4. 常時、テロ攻撃を想定して警察庁、海上保安庁、自衛隊とも連携の上、侵入防止や警戒等の措置を講じています。

また、サイバー攻撃への対応として、原子力発電所の制御システムは、ファイアウォール等により多重に防護することにより、容易に侵入できない構造としているほか、社外のネットワークとは接続をせず、社外からの制御システムへのアクセスを遮断する等、ソフト・ハードの両面にわたり、万全な対策を講じています。

武力攻撃およびサイバー攻撃への対応を含め、安全性向上に必要な知見について、適切に反映してまいります。

5. 汚染水対策について、島根原子力発電所の特性を踏まえた対策を自主的に講じており、引き続き、運用面も含めた充実を図ってまいります。

また、万が一発電所の事故により地域の皆さまに損害が生じた場合には、賠償について風評被害も含め誠意をもって責任ある対応をいたします。

6. 当社はかねてから、万一の緊急時における避難退域時検査や緊急時モニタリング、避難行動要支援者の避難支援等に対応できるよう、社内体制の整備や福祉車両の確保と地域配備等を実施した上で、関係自治体主催の訓練にも参加させていただき、関係機関との連携強化を図っています。

これらの取り組みを総合的に確認したものとして「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」を締結させていただいています。

当社としましては、住民避難に関する事項につきまして、これまでと同様、説明会や広報紙を通じ発電所安全対策等をお知らせする機会をとらえ地域の皆さまへお伝えする取り組みを継続するなど、引き続き、住民避難対応に事業者として最大限対応してまいります。

また、財源については「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する財源協力協定」により一定の継続性をもった協力をさせていただいていますが、貴県からの新たな財源負担に関する要望を踏まえ、今後、協議を進めさせていただきたいと考えています。

7. 島根2号機でのプルサーマル発電の実施については、安全を第一に進めさせていただきます。

また、プルサーマル発電の必要性や安全性等について、地域の皆さまや関係自治体の皆さまに丁寧に説明させていただきたいと考えています。

MOX燃料の輸送に当たっては、安全協定に基づき核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡を行い、輸送計画およびその輸送に係る安全対策について、丁寧に説明してまいります。

いずれにしても、プルサーマル発電の実施に際しては、国の審査を受けて安全性を確認するとともに、関係自治体の皆さまのご意見を伺いながら丁寧に対応してまいります。

8. 使用済燃料を六ヶ所再処理工場の竣工後に搬出していくことで、使用済燃料の貯蔵量は、当分の間、燃料プールの容量を超えることはないと考えています。

万が一、再処理施設への使用済燃料搬出ができなかったことを想定し、標準的な運転ケースを仮定した場合であっても、今後10年程度は燃料プールが満杯になることはないと考えています。

当社としましては、引き続き、六ヶ所再処理工場の早期竣工に向けて、日本原燃を業界一丸となって全面的に支援するとともに、竣工後、計画的に搬出していけるよう努めてまいります。

9. 万一の緊急時におきましては、島根県および貴県と締結させていただいた「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」の各事項についてしっかりと対応してまいりたいと考えています。

10. 火災の発生により地域の皆さまにご心配をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。

このたび策定した再発防止策を確実に実施するとともに、本事例を他の協力会社へも水平展開することで、発電所の安全管理に万全を期してまいります。

また、当社と協力会社が一体となり、原子力安全文化醸成に向けた様々な取り組みを進めることで、皆さまから信頼いただけるよう、引き続き、全力で取り組んでまいります。

以 上

(添付2)

第 202400171713 号
防起第 1289 号－1
発境防第 1537 号
令和 6 年 10 月 10 日

中国電力株式会社
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について（通知）

島根原子力発電所 2 号機について、鳥取県、米子市及び境港市は、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第 6 条第 2 項に基づき回答した令和 4 年 3 月 25 日付第 202100325587 号、防起第 3219 号－1 及び受境自第 41－1 号に基づき、島根原子力発電所 2 号機の安全確保について下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、貴社におかれては、島根原子力発電所 2 号機の稼働にあたり、令和 6 年能登半島地震等の教訓等の知見も踏まえて、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不断に安全を追求し続けることが不可欠であることを深く自覚されますとともに、鳥取県、米子市及び境港市としても、地域住民の安全を確保するため引き続き監視及び確認を続けることとし、今後とも専門家の意見を踏まえ協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくので、その意見等に則り安全対策を遺漏なく完遂されますよう、併せて申し入れます。

記

- 1 宍道断層と鳥取沖西部断層との連動の可能性判断を含む地震・津波等の対策のあり方については、令和 6 年能登半島地震の知見をはじめ最新の科学的知見を収集し、見直す必要がある際には速やかに更なる安全対策を講じる等適切に対処すること。
- 2 島根原子力発電所 2 号機の運用は、長期間停止していた上、重要な施設・設備が増設されていることから、安全を第一義とし、施設・設備の整備だけでなく、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の面においても充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制を確立すること。

- 3 現在実施している使用前事業者検査等の所要の法令上の手続きを真摯に実施し、鳥取県、米子市及び境港市にその状況について報告すること。併せて、燃料装荷及び原子炉起動の際には当方の職員を立ち合わせるなど、周辺地域も含む監視の下慎重に運用すること。
- 4 原子力発電所に対する武力攻撃及びサイバー攻撃については、警察や海上保安庁等関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト面の両面にわたり万全な対策を講じること。
- 5 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し水産資源等への影響を回避するとともに、風評被害も含め万全の対策を講じること。
- 6 地震による液状化や津波なども含め、複合災害時においても円滑な避難が実施できるよう、継続的な財源措置や福祉車両、輸送人員の提供など、避難の実効性が向上するよう所要の措置を講じること。併せて、屋内退避や段階的避難の手順や有効性等についても、住民への周知・説明を徹底すること。
- 7 島根原子力発電所2号機でプルサーマル燃料装荷についての実施を検討する際には、安全協定の趣旨に則り鳥取県、米子市及び境港市に協議し、専門家を交えた議論や地域の意見を仰ぐなど、立地地域と同じように信義誠実を旨とした対応を行うこと。
- 8 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施されるよう、国と連携をとりながら責任をもって対処すること。
- 9 安定ヨウ素剤の配布について、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 10 島根原子力発電所で火災が相次いでいるのは遺憾であり、徹底した原因究明と再発防止対策を求めるとともに、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと。

令和6年度鳥取県複合災害対応図上訓練（地震・原子力）の実施結果について

令和7年2月21日

原子力安全対策課

危機対策・情報課

能登半島地震を踏まえ、地震災害と原子力災害（島根原子力発電所事故）による複合災害を想定した初動対応訓練を島根県、米子市、境港市を含む2県6市合同で実施しました。

※2県6市による島根原子力発電所対応の原子力防災合同訓練は、平成23年度から実施し、今回で14回目となります。（実動の住民避難等を伴う訓練は12回目の実施（令和6年11月15、16日に実施済み））。

1 目的

地震への対応と原発事故への対応を並行して実施することで、複合災害時の対応能力の維持・向上を図るとともに、島根県・米子市・境港市及び各関係機関等との連携要領及び初動対応要領を確認する。

2 主要訓練項目

- 複合災害への対応
- 住民への情報伝達
- 災害対策本部内や関係機関との情報共有

3 訓練の概要

(1) 日時

2月6日（木）午前9時から午後4時30分

(2) 主な訓練場所

鳥取県庁（対策本部）、西部総合事務所（現地対策本部）、
原子力環境センター（県モニタリング本部）、米子市役所（米子市対策本部）、
境港市役所（境港市対策本部）、中国電力株式会社島根原子力発電所等

(3) 主催（2県6市合同訓練）

鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

(4) 参加機関等

14機関 約150名

（鳥取地方気象台、鳥取地方協力本部、陸上自衛隊第8普通科連隊、鳥取県西部広域行政管理組合消防局、海上保安庁、倉吉河川国道事務所、中国電力株式会社 等）

(5) 訓練想定

島根県東部を震源とした地震（島根県松江市で震度7、県内で最大震度5強）に伴い、大きな被害が発生し、県は災害対策本部を設置し対応に当たる。

島根原発2号機においては、原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態に至る。

その後、放射性物質が放出され、一部地域で基準値（0.12:20 μ Sv/h）超過のため、対象地区の住民に対し市から防護措置としての一時移転を指示。県（災害対策本部）は、屋内退避・避難（一時移転）等の防護措置を実施する。

4 訓練内容

訓練想定日時		訓練実日時		主要内容		備考	
警戒事態(AL:異常事象の発生、またはそのおそれがあるとき)							
2/6	14:00	2/6	9:00	島根県松江市で震度7の地震が発生		県災対本部設置 地震と原発の初動対応	
	14:05		9:05	警戒事態該当事象発生連絡			
	-		12:00	中断			
施設敷地緊急事態(SE:屋内退避の準備等)							
				施設敷地緊急事態		※想定	
全面緊急事態(GE:原子力緊急事態宣言、国本部設置、PAZ 避難、UPZ 屋内退避)							
				全面緊急事態、原子力緊急事態宣言			
				放射性物質放出			
2/X 日	13:05	2/6	13:05	訓練再開			
2/X+2 日	15:10		15:10	一時移転指示(OIL2 基準超過)			
	15:40		15:40	原子力災害合同対策協議会(TV 会議) →避難指示		2 県6 市首長出席	
	16:00		16:00	県・市合同災害対策本部会議		知事、各市長等から発言	
			16:30	訓練終了			

5 訓練の成果

複合災害時の災害対策本部内や関係機関との情報共有や連携の具体的な実施手順等を確認するなど、有益な教訓が得られた。得られた課題等を踏まえ、来年度以降の訓練等に活かし、更に実効性を高めていく。

(1) 複合災害時の本部等の対処能力の向上

- ・能登半島地震で発生した状況を踏まえた地震災害と原子力災害の併行対応
- ・地震による被災状況やプラント状況の共有
- ・地震への対応が継続する中、原子力災害に備えた避難経路確保等の対応手順の確認
- ・地震への対応と並行して原子力災害による放射性物質放出後の住民の一時移転等の実施
- ・住民の避難等に係る警察、消防、自衛隊などの実動機関との連携

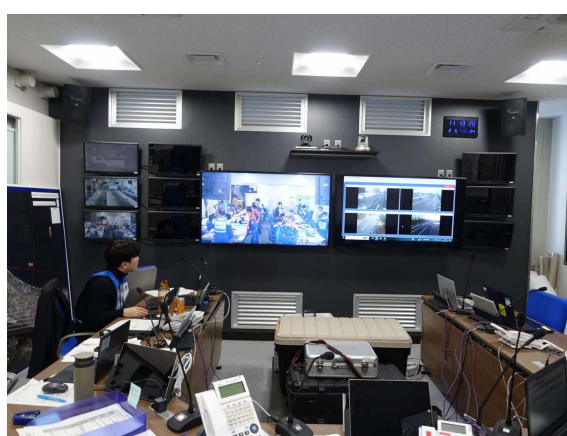
(2) 複合災害時の住民に対する広報

- ・アプリやSNS など多様な手段を活用した住民への正確で分かりやすい広報の実施
- ・「複合災害時には、まずは自然災害から命を守る行動を最優先すること」の呼びかけ

6 訓練状況



災害対策本部でのブリーフィング



緊急事態対処センター



原子力災害合同対策協議会



2 県 6 市 首長によるテレビ会議

令和6年中の火災発生状況及び救急救助活動状況について

令和7年2月21日

消 防 防 災 課

令和6年中の火災発生・救急救助活動の状況は次のとおりでした。

なお、火災発生及び救急救助の件数については速報値であり、今後修正される場合があります。

1 概要

(1) 火災

- ・発生件数 165（対前年比△12）件
- ・死者数 6（対前年比△3）人
- ・負傷者数 22（対前年比＋9）人
- ・出火件数は5年連続で200件を下回った。月別では8月の火災が最も多く、原因別ではたき火（23件、13.9％）の割合が全国（令和5年の全国での割合は9.0％）よりも高くなっている。

(2) 救急活動

- ・出動件数 30,493（対前年比△390）件
- ・搬送人員 28,745（対前年比△388）人
- ・最も出動件数の多い急病（出動件数20,777件、前年比△271件）及び一般負傷（出動件数4,460件、前年比△90件）は共に減少した。
- ・入院を必要としない軽症者（10,116人、35.2％）の割合が、全国（令和5年の全国での割合は48.5％）よりも低くなっている。
- ・令和6年4月から「とっとりおとな救急ダイヤル（＃7119）」「子ども救急ダイヤル（＃8000）」の対応時間が24時間365日に拡大したこと、関係機関による広報の結果、救急車の適正利用が進んだことなどが、出動件数及び搬送人員の減少につながったと考えられる。

(3) 救助活動

- ・救助活動件数 384（前年比△21）件
- ・救助人員 255（前年比△11）人
- ・最も救助人員の多い交通事故は減少した（出動件数104件、前年比△9件）が、建物等による事故が増加した（出動件数35件、前年比＋8件）。

2 火災発生状況

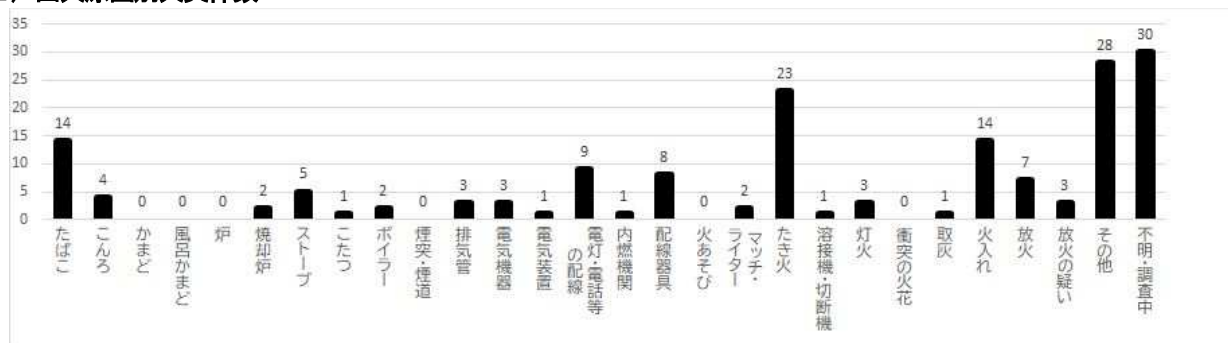
(1) 火災発生件数

区 分	R 5	R 6	前年比（数）	前年比（割合）
出 火 件 数(件)	177	165	△12	△約7%
死者(人)	9	6	△3	△約33%
負傷者(人)	13	22	＋9	＋約69%

	出 火 件 数							死 傷 者 数	
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	死者	負傷者
1月	11	7					4		8
2月	17	12					5	3	3
3月	11	6					5		2
4月	17	5	2	2			8		1
5月	11	2		3			6		
6月	7	1					6	1	
7月	12	8	1	1			2		1
8月	23	5					18		1
9月	18	7		2			9		
10月	14	8					6	1	2
11月	17	8		3			6	1	3
12月	7	6		1					1
合 計	165	75	3	12			75	6	22
令 和 5 年	177	82	4	8	1		82	9	13
令 和 4 年	193	95	5	17	2		74	15	35
令 和 3 年	186	96	7	22			61	10	32
令 和 2 年	177	76	8	16	1		76	8	20
令 和 元 年	219	115	6	19	2		77	10	27

※「その他」とは、建物、林野、車両、船舶、航空機以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、軌道敷、電柱類等の火災）である。

(2) 出火原因別火災件数



※「その他」とは、薪、枯草立木類、野積みのごみ等が焼損した火災である。

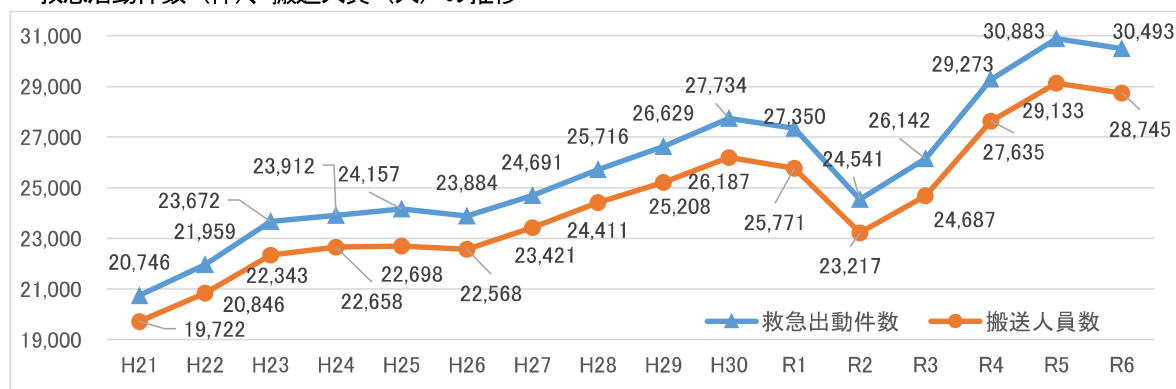
3 救急救助活動状況

(1) 救急活動状況

区 分	R 5	R 6	前年比 (数)	前年比 (割合)
件数(件)	30,833	30,493	△390	△約1%
搬送人員(人)	29,133	28,745	△388	△約1%

活 動 内 容	R 5	R 6	前年比 (数)	前年比 (割合)
急病(件)	21,048	20,777	△271	△約1%
一般負傷(件)	4,550	4,460	△90	△約2%

ア 救急活動件数 (件)、搬送人員 (人) の推移



イ 救急活動状況 (件) ※上段 () 内は令和5年数値

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
合 計	(2,724) 2,645	(2,191) 2,326	(2,309) 2,465	(2,153) 2,260	(2,410) 2,364	(2,388) 2,409	(2,952) 2,955	(3,335) 2,990	(2,542) 2,441	(2,524) 2,347	(2,529) 2,420	(2,826) 2,871	(30,883) 30,493
火 災	6	9	4	3	3	6	8	5	5	4	7	6	66
自然災害	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
水 難	3	2	3	2	1	4	2	10	2	4	2	2	37
交通事故	101	79	113	124	125	138	134	155	99	132	133	106	1,439
労働災害	11	20	15	15	16	27	39	41	37	22	24	28	295
運動競技	6	7	11	17	23	44	37	27	42	22	18	5	259
一般負傷	401	342	384	365	348	330	358	379	341	363	401	448	4,460
加 害	6	4	2	5	4	5	6	2	10	3	2	5	54
自損行為	14	13	19	19	11	20	14	15	17	14	16	13	185
急 病	1,853	1,615	1,677	1,458	1,626	1,590	2,084	2,123	1,660	1,543	1,588	1,960	20,777
そ の 他	転院搬送	232	229	218	237	197	227	258	213	212	223	212	2,740
	医師搬送	3	1	6	3	1	7	5	3	3	5	2	40
	資機材等搬送	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	その他	8	5	11	11	9	11	10	17	13	12	15	136

ウ 搬送人員（人） ※上段（ ）内は令和5年数値

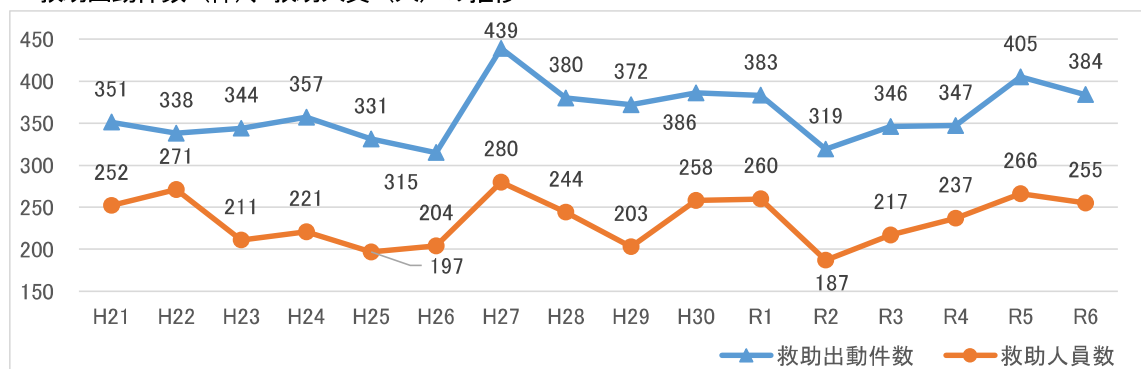
区 分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
合 計		(2,548)	(2,084)	(2,174)	(2,023)	(2,272)	(2,259)	(2,789)	(3,155)	(2,376)	(2,410)	(2,393)	(2,650)	(29,133)
		2,493	2,212	2,305	2,131	2,261	2,277	2,791	2,799	2,323	2,216	2,258	2,679	28,745
火 災		6	3	3	0	0	0	1	0	0	0	4	1	18
自然災害		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
水 難		1	1	0	1	1	2	1	1	0	2	0	1	11
交通事故		92	81	109	115	119	125	135	144	99	126	122	93	1,360
労働災害		11	20	15	15	16	26	39	41	35	22	24	28	292
運動競技		6	8	11	17	23	46	39	26	43	23	18	5	265
一般負傷		384	334	372	348	338	321	346	369	321	350	388	435	4,306
加 害		4	2	2	3	3	5	5	2	8	2	2	5	43
自損行為		11	8	10	12	8	18	8	9	16	11	7	8	126
急 病		1,748	1,527	1,567	1,385	1,556	1,510	1,963	1,995	1,589	1,458	1,482	1,821	19,601
そ の 他	転院搬送	230	228	215	235	197	223	254	212	212	222	211	280	2,719
	医師搬送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資機材等搬送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3

(2) 救助活動状況

区 分	R 5	R 6	前年比 (数)	前年比 (割合)
救助出動件数(件)	405	384	△21	△約 5%
救 助 人 員(人)	266	255	△11	△約 4%

内 訳	R 5	R 6	前年比 (数)	前年比 (割合)
交通事故(人)	113	104	△9	△約 8%
建物等による事故(人)	27	35	+8	+約 30%

ア 救助出動件数（件）、救助人員（人）の推移



イ 救助出動件数（件） ※上段（ ）内は令和5年数値

区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	合 計
合 計	(31)	(20)	(30)	(18)	(42)	(33)	(36)	(53)	(36)	(33)	(38)	(35)	(405)
	31	22	34	30	17	39	39	56	24	37	31	24	384
火 災	1	4	1	0	0	0	3	3	2	3	2	4	23
交 通 事 故	17	6	16	15	10	19	14	20	8	11	14	6	156
水 難 事 故	2	2	2	3	1	4	3	9	3	3	3	2	37
風水害等自然災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械による事故	0	1	0	0	1	1	1	1	1	2	0	0	8
建物等による事故	2	6	6	4	1	7	7	4	2	5	8	6	58
ガス及び酸欠事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破 損 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事故	9	3	9	8	4	8	11	19	8	13	4	6	102

ウ 救助人員（人） ※上段（ ）内は令和5年数値

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
合 計	(22) 18	(13) 15	(17) 19	(15) 22	(32) 11	(23) 34	(17) 24	(31) 36	(21) 16	(24) 25	(29) 22	(22) 13	(266) 255
火 災	0	3	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	6
交 通 事 故	11	2	6	11	6	18	8	16	6	5	11	4	104
水 難 事 故	2	2	1	4	1	3	3	1	1	2	2	1	23
風水害等自然災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械による事故	0	1	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	5
建物等による事故	0	4	5	2	0	6	3	2	2	3	5	3	35
ガス及び酸欠事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破 損 事 故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事故	5	3	7	5	3	7	10	15	6	12	4	5	82

※参考：活動写真（訓練状況）



東部消防局



中部消防局



西部消防局